

東京多摩地域における社会的な配慮の事例

| 自治体名 | (本市案) | 日野市 | 清瀬市 | 調布市 | 武蔵野市 | 稲城市 | 小金井市 | 狛江市 |
|-----------------------|------------------------------------|--|---|---|--|---|---|--|
| 有料化実施時期 | | 平成12年10月 | 平成13年6月 | 平成16年4月 | 平成16年10月 | 平成16年10月 | 平成17年8月 | 平成17年10月 |
| 有料指定袋の1リットル単価 | | 2円 | 2円 | 1.9円 | 2円 | 2円 | 2円 | 2円 |
| 紙おむつ使用世帯 (乳幼児・高齢者) | | 無料 「おむつ専用収集袋(15リットル相当)」に入れ、可燃ごみの収集日に出す。 1回の申請で20枚配付。申請回数の制限なし。書類確認なし。 | 無料 透明又は半透明の袋に「おむつ」と記載して口を縛って出す。「燃やせるごみ」の収集日に出す。 | 無料 透明又は半透明の袋に「おむつ」と記載して出す。市内で配布(無料)している「おむつ専用のごみ指定収集袋(15リットル相当と30リットル相当)」に入れて、燃やせるごみの収集日に出す。1回の申請で20枚配付。組合せ自由。申請回数の制限なし。証明書や印鑑不要。 | 無料 透明または半透明の袋に入れ、「おむつ」と明記して出す。「燃やすごみ」の収集日に出す。 | 無料 対象者は、4歳未満の乳幼児、障がい者、65歳以上の高齢者でおむつを必要とする方。申請後、「おむつ専用袋(10リットル相当)」を配布。1回あたり3組(30枚)申請回数の制限なし。 | 無料 透明又は半透明の袋に入れて出す。「燃やすごみ」の収集日に出す。 | 無料 透明・半透明の45リットルまでの大きさの袋に入れて、「おむつ」と袋に書いて、口を縛って出す。「燃やせるごみ」の収集日に出す。 |
| 減免対象世帯 | 生活保護法の規定による被保護世帯 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 児童扶養手当を受けている世帯 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 特別児童扶養手当を受けている世帯 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている方がいる世帯 | | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) |
| | 精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の交付を受けている方がいる世帯 | | △(1級の者が含まれる非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) |
| | 東京都愛の手帳1度若しくは2度の交付を受けている方がいる世帯 | | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) |
| | 中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 要介護4・5の認定を受けている方がいる世帯 | | | | | | | |
| | 老齢福祉年金受給世帯 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 遺族基礎年金のみの受給世帯 | | | | | | ○ | |
| 母子福祉年金又は準母子福祉年金受給世帯 | ○ | | | | | | | |
| 75歳以上のみの世帯 | | | | | | | △(かつ非課税世帯) | |
| 市長が特別な理由があると認めた世帯 | ○ | | | | | | | |
| 申請 | | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 |
| 交付枚数等 | | 可燃ごみ用袋…年間100枚(前期50枚、後期50枚) 不燃ごみ用袋…年間10枚(前期5枚、後期5枚) プラごみ用袋…年間60枚(前期30枚、後期30枚) ※申請の時期によって、交付枚数が異なる。 1~2人世帯…小サイズ(10リットル) 3人~4人世帯…中サイズ(20リットル) 5人世帯以上…大サイズ(40リットル) | 【可燃】 1人世帯 小袋(10ℓ)90枚 4人世帯まで 中袋(20ℓ)90枚 5人以上世帯 大袋(40ℓ)90枚 【不燃】 1人世帯まで 中袋(20ℓ)20枚 5人以上世帯 大袋(40ℓ)20枚 【プラ】 4人世帯まで 中袋(20ℓ)50枚 5人以上世帯 大袋(40ℓ)50枚 | 家庭系ごみ指定収集袋1組10枚(燃やせるごみ専用・燃やせないごみ専用) 申請月が遅くなると、交付組数が少なくなる。 例)4月:10組100枚、10月:5組50枚(燃やせる、燃やせないの組み合わせは自由) 5袋またはM袋を交付。M袋を選ぶ世帯が多い。 | 共通ごみ袋(燃やすごみ・燃やさないごみ) 4人以下世帯 中袋(20リットル)年間110枚 5人以上世帯 中袋(20リットル)年間220枚 希望により、20リットル袋から10リットル・5リットル袋へ変更することができる。 | 【可燃】 2人世帯まで 小袋(10ℓ)120枚 3人以上世帯 中袋(20ℓ)120枚 【不燃】 2人世帯まで 小袋(10ℓ)30枚 3人以上世帯 中袋(20ℓ)30枚 【プラ】 2人世帯まで 小袋(10ℓ)60枚 3人以上世帯 中袋(20ℓ)60枚 【粗大】 粗大ごみ無料券 | 燃やすごみ用袋…年間110枚 燃やさないごみ用袋…年間75枚 ※申請の時期によって、交付枚数が異なる。 2人世帯まで…小袋(10リットル) 3人・4人世帯…中袋(20リットル) 5人世帯以上…大袋(40リットル) | 【可燃、不燃、プラ共通】 共通小袋(10ℓ)110枚/年 |

東京多摩地域における社会的な配慮の事例

| 自治体名 | 府中市 | 国分寺市 | 立川市 | 東大和市 | 国立市 | 東久留米市 | 小平市 | 武蔵村山市 |
|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|---|---|
| 有料化実施時期 | 平成22年2月 | 平成25年7月 | 平成25年11月 | 平成26年10月 | 平成29年9月 | 平成29年10月 | 平成31年4月 | 令和4年10月 |
| 有料指定袋の1リットル単価 | 2円 | 2円 | 2円 | 2円 | 2円 | 2円 | 2円 | 2円 |
| 紙おむつ使用世帯 (乳幼児・高齢者) | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 透明・半透明の45リットルまでの大きさの袋に入れて、「おむつ」と袋に書いて、口を縛って出す。「燃やすごみ」の収集日に出す。 | 透明・半透明の45リットルまでの大きさの袋に入れて出す。「燃やすごみ」の収集日に出す。 | 透明・半透明の45リットルまでの大きさの袋に入れて、「おむつ」と袋に書いて、口を縛って出す。「燃やすごみ」の収集日に出す。 | 専用袋は無し。ただし、燃やすごみが1回につき2袋までのところ。紙おむつ、剪定枝は3袋まで可能 | 専用袋は無し。半透明の袋に入れて、「おむつ」と明記して排出 | 透明又は半透明の袋に「おむつ」と記載して口を縛って出す。「燃やすごみ」の収集日に出す。 | 透明又は半透明の袋に入れて出す。「燃やすごみ」の収集日に出す。 | 透明又は半透明の袋に「おむつ」と記載して口を縛って出す。「燃やすごみ」の収集日に出す。 |
| 生活保護法の規定による被保護世帯 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 児童扶養手当を受けている世帯 | ○ | ○ | ○ | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | ○ | ○ | △(非課税世帯) |
| 特別児童扶養手当を受けている世帯 | ○ | ○ | ○ | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | ○ | ○ | △(非課税世帯) |
| 身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている方がいる世帯 | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) |
| 精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の交付を受けている方がいる世帯 | △(非課税世帯) | △(1級のみの非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) |
| 東京都愛の手帳1度若しくは2度の交付を受けている方がいる世帯 | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) |
| 中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 要介護4・5の認定を受けている方がいる世帯 | | | △(非課税世帯) | | △(非課税世帯) | | | |
| 高齢福祉年金受給世帯 | | | ○ | △(非課税世帯) | △(非課税世帯) | ○ | | |
| 遺族基礎年金のみの受給世帯 | | ○ | | | △(非課税世帯) | | ○ | △(非課税世帯) |
| 母子福祉年金又は準母子福祉年金受給世帯 | | | | | | | | |
| 75歳以上のみの世帯 | | ○ | | △(非課税世帯) | | | | |
| 市長が特別な理由があると認めた世帯 | | | ○ | | | | | |
| 申請 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 |
| 交付枚数等 | 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック 1年間の交付枚数(4月分から翌年3月分)最大160枚(※10枚単位で自由に組み合わせが可能) 2人世帯まで S袋(10リットル) 3人から4人世帯M袋(20リットル) 5人以上の世帯L袋(40リットル) | 交付枚数は5月末日までに申請した場合 もやせるごみ S袋(5ℓ)104枚、もやせないごみ S袋(5ℓ)26枚、資源プラスチック S袋(5ℓ)52枚。 上記に、世帯人数を乗じて得た枚数の範囲内。 | 毎年11月から翌年10月までの分として、燃やすごみ専用袋と、燃やさないごみ専用袋を交付。申請された月により交付枚数が異なる。 例)11月:120枚(燃やすごみ100枚、燃やさないごみ20枚)(40ℓ)100枚 1人世帯(単身世帯) 小袋(10リットル) 2人・3人世帯 中袋(20リットル) 4人以上世帯(大袋(40リットル)) | 【可燃、不燃、プラ共通】 1人世帯 小袋(10ℓ)100枚 2人～4人世帯 中袋(20ℓ)100枚 5人以上世帯 大袋(40ℓ)100枚 年間(10/1～9/30)100枚上限 ただし、対象期間(10/1～9/30)の途中での申請は、申請日の翌日から対象期間末日までの日数に応じて按分。 | 【可燃】 1人世帯(小袋5ℓ相当)110枚 2～3人世帯(中袋10ℓ相当)110枚 4人以上世帯(大袋20ℓ相当)110枚 【不燃】 1人世帯(小袋5ℓ相当)20枚 2～3人世帯(中袋10ℓ相当)20枚 4人以上世帯(大袋20ℓ相当)20枚 【プラ】 1人世帯(小袋5ℓ相当)60枚 2～3人世帯(中袋10ℓ相当)60枚 4人以上世帯(大袋20ℓ相当)60枚 | 【可燃】 1人世帯 10ℓ袋 100枚 2人～4人世帯 10ℓ袋 100枚 プラスチック製容器包装用袋…年間50枚 ※申請の時期によって、交付枚数が異なる。 【不燃】 1人世帯 10ℓ袋 40枚 2人～4人世帯 20ℓ袋 40枚 5人以上世帯 20ℓ袋 80枚 【プラ】 1人世帯 10ℓ袋 20枚 2人～4人世帯 20ℓ袋 20枚 5人以上世帯 20ℓ袋 40枚 | 燃やすごみ用袋…年間90枚 燃やさないごみ用袋…年間10枚 プラスチック製容器包装用袋…年間50枚 ※申請の時期によって、交付枚数が異なる。 1人世帯…小サイズ(10リットル) 2人・3人世帯…中サイズ(20リットル) 4人世帯以上…大サイズ(40リットル) | 【可燃、不燃共通】 1人世帯 10ℓ袋 110枚 2人世帯 20ℓ袋 100枚 3人世帯 20ℓ袋 165枚 4人世帯 40ℓ袋 110枚 5人以上世帯 追加配布あり 【プラ】 1人世帯 10ℓ袋 30枚 2人世帯 20ℓ袋 30枚 3人世帯 20ℓ袋 45枚 4人世帯 40ℓ袋 30枚 5人以上世帯 追加配布あり |